

東京都立東村山西高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 正しい判断力と行動力を身に付ける（教育目標から）
- (2) 責任感をもって行動できる能力を培う（教育目標から）
- (3) 常にお互いを敬い、感謝し、思いやり、穏やかに他者と和する心と、奉仕のできる豊かな感性を創造する力を培う（教育目標から）
- (4) すべての生徒がいじめを行わない。他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら放置することがない。学校生活の中から、からかいや悪ふざけ、その他いじめに繋がる行為が起きない環境を構築する。
- (5) 「いじめ」の定義を全教職員及び全生徒に周知し、理解させる。
いじめとは、心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 学校及び教職員の責務

- (1) 保護者及び地域住民、その他関係者との連携を図る
- (2) いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行う。

イ 所掌事項

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

ウ 会議

- ・週ごとに生徒の問題行動等の情報交換・共有化を図る。
- ・1年に2回（7月、2月）定例会議を開催する。
- ・いじめと疑われる相談・通報があった場合には、委員会を緊急開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取り組みを進めるために設置する。

イ 所掌事項

・情報・問題意識の共有

各関係機関の持っている情報や問題意識を集約・共有の上、事案に対応することにより、迅速かつ効果的な指導・支援の実施が可能になる。

・共通理解・方向性を持った指導支援

複数の関係機関等が同時期に効果的な働き掛けを行い、生徒やその保護者から信頼を得るためには、共通理解に基づく同じ方向性を持った指導・支援が必要である。

ウ 会議

1年2回（7月、2月）定例会議を開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、保護者、近隣中学校長、有識者、地域代表その他 校長が必要と認める者

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

ウ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。

オ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

(2) 早期発見のための取組

ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 生徒対象いじめアンケート調査年3回（6月、11月、2月）

② 面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
年1回（4～5月）

イ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置（いじめの相談をし易い環境を整備する）

- ・ 相談・通報のあった事案は、すぐに学校いじめ対策委員会を通して情報共有に努める。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針を作成する。

イ 被害生徒の安全確保とケアの具体的方策を作成する。

- ・ 登下校及び学習環境について配慮・支援する。
- ・ SCの活用を通しての心の対応を行う。

ウ 加害生徒に対する指導等の具体的方策を作成する。

- ・ 問題点の明確化（加害生徒の問題行動の改善）
- ・ 教職員の情報共有

(4) 重大事態への対処

ア いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、都教育委員会に報告し、都教育委員会と協議の上、「重大事態調査委員会」を設置し、迅速に対応する。

イ 「重大事態調査委員会」の構成

- ・ 「学校いじめ対策委員会」及び当該学年、専門的知識及び経験を有する第三者の者等とする。

※専門的知識及び経験を有する第三者の者等は事案内容により都教育委員会と検討し、校長が任命する。

※専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

ウ 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を実施する。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明をする。
- ・ 東京都教育委員会への調査結果を報告する。
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

5 教員研修計画

- (1) いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。
- (2) 実践的研修
カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を積極的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
情報科を中心とし、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会や三者面談等において、本校のいじめ防止基本方針について理解と協力を求める。
- (2) 面談等でアンケート調査や聞き取り調査を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 地域及び関係機関や団体等との連携推進
警察やスクールサポーター、児童相談所、地域住民等と連携する。
 - ・問題事例等によるアドバイス等
- (2) 関係機関や団体等
いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に通報する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。
- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること。
 - ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること。
- 評価結果を基に、いじめへの取組みが計画どおりに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。